

令和4年度大阪市外国語版ホームページ翻訳業務委託仕様書

1 業務概要

本市の提供する日本語の原稿及び資料に基づき、外国語（英語、中国語（簡体字）、韓国・朝鮮語、ベトナム語）で翻訳を行い、データを納品する。

- (1) 大阪市外国語版ホームページの改訂にかかる翻訳作業（言語：英語）
(https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu020/enjoy/en/content_administration.html)
- (2) 大阪生活ガイド改訂にかかる翻訳作業（言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語）
英語版 (<https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu020/enjoy/en/index.html>)
中国語版 (<https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu020/enjoy/ch/index.html>)
韓国・朝鮮語版 (<https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu020/enjoy/ko/index.html>)
ベトナム語 (<https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu020/enjoy/vi/index.html>)
※「大阪生活ガイド」とは、生活情報に特化した特設サイトである。

2 業務内容

ア 本市より提供する日本語による Microsoft Word 2016（以下 Word と記載）データを各言語へ翻訳すること。受注者は原稿に記載する内容や制度・イベント等について情報収集を行い、理解したうえで翻訳すること。

【標準作業数量】

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| I 大阪市外国語版ホームページ | 10.5 ページ× 1 言語（英語） |
| II 「大阪生活ガイド」 | 11 ページ× 4 言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語） |

※上記提供データ（日本語）

- ・大阪市外国語版ホームページ（英語）、大阪生活ガイド（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語）：修正箇所分

※ページ数の算定にあたっては、「別紙：ページ換算表」を参照すること。

イ 受注者においては、本市が提供した原稿から翻訳した箇所がわかるよう、日本語原稿と翻訳原稿を対比した形式で作成すること。

また、当該ホームページを印刷し、翻訳内容部分にマーキングをするなど、翻訳した内容がホームページのどの部分にあたるかがわかるものを提示すること。

ウ 翻訳者は日本語についても自治体行政に関する幅広い専門知識を有し行政用語等を十分理解したうえで、適切な翻訳ができる水準であること。

（参考）翻訳者の水準について

英語：TOEIC900 点相当

韓国・朝鮮語：ハングル能力検定試験 1 級、韓国語能力試験 6 級相当

中国語：中国語検定試験 1 級相当

ベトナム語：ベトナム語技能検定 1 級相当

その他：翻訳を行う対象言語を母語とし、日本語能力検定 N1 程度の日本語力を有する者

- エ 翻訳者は、平成 24 年 4 月 1 日から参加申請までの間に官公庁の翻訳業務に従事したことがあること。
- オ 受注者はア及びイの業務を行う翻訳者について、事前にウ及びエを満たしていることの報告を発注者に対し行うこと。
- カ 翻訳にあたって、本市が提供する修正箇所のみを記載した日本語による Word データを基に翻訳する。すでに大阪市外国語版ホームページ及び大阪生活ガイドに掲載されている制度や施設等の名称については、同一語句で翻訳すること。また、最近の当該言語の母国における語句の傾向と既存の本市の語句の間に相違が有る場合は、適宜本市にアドバイスを行うこと。
- キ 全ての言語で翻訳者とは別に、翻訳言語を母語とする者によるネイティブチェックを必ず行うこと。また、ネイティブチェックを行う者の氏名及び母語を記載した書類を提出すること。なお、ネイティブチェックを行う者の氏名は原則実名であるが、実名開示できない事由（契約上実名を示せない等）がある場合は開示できない事由を記載のうえ、イニシャル表記でも可とする。ただし、イニシャル表記で書類を提出する場合、本市から指示があった際には、ネイティブチェックを行う者を特定できるようにすること。
チェックにあたっては、翻訳箇所だけでなく、当該コンテンツを通読のうえ、前後の文脈とあわせてチェックを行い、前後の文章や語句との相違等があれば、本市に指示をあおぎ、訳文全体として整合性をとること。
- ク 受注者においては、翻訳後、ネイティブチェックを行った初校を Word データで作成し、2 月上旬までに提出し本市によるチェックを受けること。
- ケ 翻訳及び確認作業は基本的に受注者の責任校正とするが、誤字・脱字や本市の意図と違う翻訳が見受けられた場合のみ本市から受注者へ適宜校正依頼を行う。（2 回程度を想定）

3 成果物

- (1) 成果物：2 業務内容 クでネイティブチェックを行った Word データを修正箇所が分かるよう日本語原稿と翻訳原稿を対比したものを CD 等の磁気媒体に保存のうえ納品すること。なお、納品データについては、ウイルスチェックを徹底することとし、同データは大阪市外国語版ホームページに掲載する基となるファイルであるため、HTML ページ作成を考慮されたものであること。
また、確認資料として、当該ホームページをウェブより印刷し、翻訳（修正）箇所にマーキングをするなど、翻訳した内容が現状のホームページのどの部分にあたるかがわかるものについても

あわせて納品すること。

(2) 納入場所：本仕様書 6 担当 に同じ

4 想定スケジュール

12月中旬 作業依頼 (2月上旬 初稿提出)

スケジュール及び校正回数についてはあくまでも目安であり、多少前後する可能性がある。

詳細については、契約締結後、適宜本市と調整を行うこと。

法律の改正等によって時点修正が入る場合は応じること。

5 契約期限

令和5年3月24日

6 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所5階

大阪市政策企画室市民情報部広報担当 (電話：06-6208-7251)

7 その他

- (1) 受注者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に本市と密接な連絡を取り、すみやかにその指示に従うこと。
- (2) 本市との連絡に使用する言語はすべて日本語とする。
- (3) コンピューターウイルス等に感染することがないように、障害発生の未然防止に努めること。障害発生時には、障害発生箇所を速やかに特定し、障害拡大の防止・除去に最大限努めること。
- (4) この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、両者協議のうえ、定めるものとする。

再委託に関する特記事項

- (1) 業務委託契約書(成果物型)第16条に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・ 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - ・ 本仕様書 2 業務内容に記載する業務(ただし、キは除く)
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する

承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたととき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（政策企画室秘書部秘書課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（政策企画室秘書部秘書課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。